

広島市児童相談所夜間・休日電話相談業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和8年1月19日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井一實

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市児童相談所夜間・休日電話相談業務

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(3) 業務内容

別紙「広島市児童相談所夜間・休日電話相談業務仕様書」のとおり

(4) 概算事業費

本業務に係る費用は、次のとおりとする。

6,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）以内

(5) 受託事業者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、最優秀提案者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、広島市児童相談所夜間・休日電話相談業務に係る公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

2 プロポーザル参加資格

参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 参加の申込日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。

(2) 参加の申込日において、法令に基づく営業停止処分を受けていない者であること。

(3) 参加の申込日において、広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年広島市要綱）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）のプライバシーマークの使用を認められていること又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

ウ 暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

3 プロポーザル説明書等の配布方法

広島市のホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページ→「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」からダウンロードすることができる。

ただし、これにより難い場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配布する。

なお、配布資料のうち、「広島市児童相談所夜間・休日電話相談業務対応マニュアル」及び様式1から4については、次の配布期間の間に、配布場所に示す連絡先に問い合わせを行い入手すること。

(1) 配布期間

公示日から令和8年2月2日（月）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前8時30分から

午後 5 時 15 分まで。

(2) 配布場所

〒732-0052 広島市東区光町二丁目 15 番 55 号 (北棟 3 階)

広島市こども未来局児童相談所 (企画運営係)

TEL 082-263-0694 FAX 082-263-0705 E-Mail jiso@city.hiroshima.lg.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和 8 年 2 月 2 日 (月) までの閉庁日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 提出場所

前記 3 (2) に同じ。

(3) 提出方法

公募型プロポーザル参加資格確認申請書 (様式 1) 及び必要な添付書類を持参又は郵送 (郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。) で提出すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

令和 8 年 2 月 9 日 (月) までに参加資格確認結果を通知する。

5 質問の受付と回答

(1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 公示日から令和 8 年 2 月 9 日 (月) までの閉庁日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

イ 受付場所 前記 3 (2) に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書 (様式 3) に記入の上、電子メール又は FAX で提出すること。提出にあたっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するとともに、前記 3 (2) の場所において、令和 8 年 2 月 20 日 (金) までの閉庁日を除く毎日、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで閲覧に供するとともに広島市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出期限及び提出場所等

(1) 提出期限 令和 8 年 2 月 20 日 (金) 午後 5 時 15 分

(2) 提出場所 前記 3 (2) に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。) で提出すること。

7 最優秀提案者の特定

(1) 企画提案書の審査は、広島市児童相談所夜間・休日電話相談業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての参加者に、書面により通知する。

8 その他

(1) 契約保証金

契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、広島市契約規則第 31 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は、免除する。詳細は、プロポーザル説明書による。

(2) 委託料の額

企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整

することがある。

(3) その他

詳細は、プロポーザル説明書による。